

令和2年12月16日
原子力安全対策課
(02-25)
<10時資料配付>

美浜発電所1、2号機の新燃料輸送（搬出）について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

美浜発電所1、2号機は、平成29年4月より廃止措置を開始しているが、
発電所に保管していた新燃料集合体を燃料加工メーカーへ輸送（搬出）した。

1 輸送年月日

令和2年11月25日20時00分 美浜発電所 発

令和2年12月15日23時35分 米国 Framatome Inc.

（現地時間：令和2年12月15日6時35分着） リッチランド工場 着

2 輸送数量等

新燃料集合体 24体（1号機：16体 2号機：8体）

輸送容器 12個

3 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

4 輸送方法

陸上輸送および海上輸送

問い合わせ先（担当：内園）
内線2361・直通0776(20)0315

<参考>

「輸送における安全性について」

1 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

2 輸送容器の概要

型 式 ; M F C - 1 型 … 1 2 個

形 状 ; 円筒形

寸 法 ; 全長約 5 m、外径約 1 m

重 量 ; 約 3.8 トン（輸送容器だけで約 2.8 トン）… 8 個

 約 4.0 トン（輸送容器だけで約 2.8 トン）… 4 個

材 質 ; 鋼鉄製

3 輸送物の安全確認

本輸送物については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、原子力規制委員会により確認されたものである。

4 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両の積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を実施している。

なお、万一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防・警察・自治体および官庁等に連絡するとともに、適切な措置を取ることにしており、十分な安全対策が講じられることとなっている。

『A型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第59条に基づき
国が定めている『A型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、
以下のとおりである。

①線量当量率

表面で、 2 ミリシーベルト／時以下
表面から1m離れた位置で、 0.1 ミリシーベルト／時以下

②表面密度限度

α 線を放出する放射性物質の場合、 0.4 ベクレル／cm²以下
 α 線を放出しない放射性物質の場合、 4 ベクレル／cm²以下

また、A型核分裂性輸送物の試験条件には、

①一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

②特別の試験条件

9m落下試験、棒上の1m落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても容器の健全性を維持し、臨界に達
することがないよう、法令の基準値を満足することになっている。